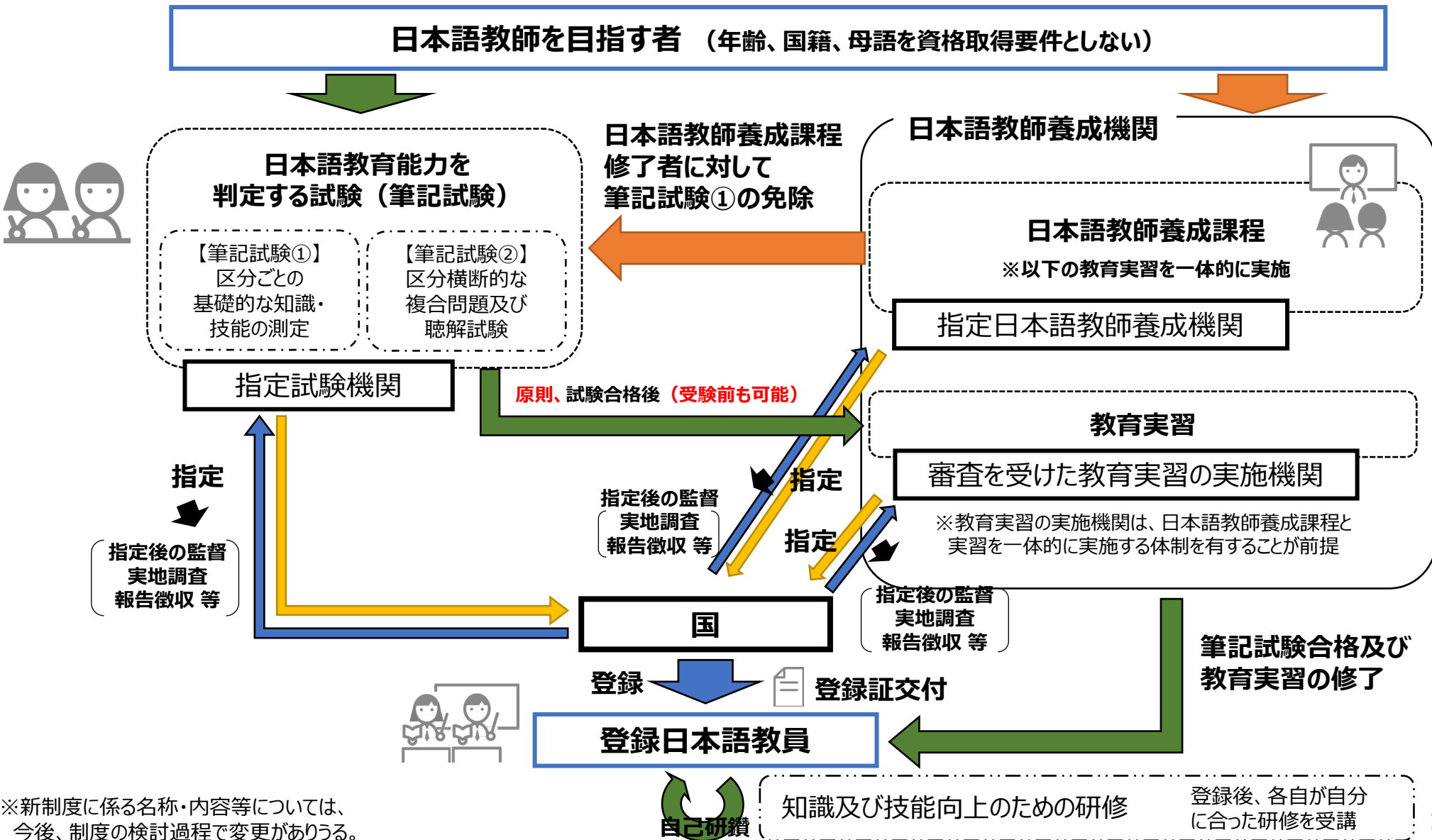


○認定を受けた日本語教育機関において外国人等に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



※新制度に係る名称・内容等については、今後、制度の検討過程で変更がありうる。

# 登録日本語教員の筆記試験・教育実習と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）【たたき台】

## I. 筆記試験

（日本語教育に関する必要な知識及び技能を確認）

### 【筆記試験①】

日本語教育に関する基礎的な知識及び技能

#### 〈試験構成イメージ〉

【3領域】

- ・社会・文化・地域に関わる領域
- ・言語教育に関わる領域
- ・言語に関わる領域

→【5区分・15下位区分】

↳【「必修の教育内容」50項目】

【指定日本語教師養成機関】において養成課程修了した者（筆記試験①免除）

※基礎的な知識・技能は、一定期間の学習を行った者であれば、習得されると考えられるため、指定を受けた養成課程の修了をもって筆記試験①の免除を想定

### 【筆記試験②】 日本語教育に必要な知識及び技能の応用

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の応用



## II 教育実習（実務に必要な教育実践の経験）

登録後に円滑に認定日本語教育機関で日本語教育を行うことができるようにするため、登録の要件として、一定の教育実践の経験を求める。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版  
（平成31年3月4日）

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

### 日本語教師の養成段階に求められる「必修の教育内容」50項目

#### 【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生  
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験  
(7)世界と日本の日本語教育事情

#### 【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー  
(11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

#### 【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー  
(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

#### 【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践  
(22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法  
(25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画  
**(28)教育実習** (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力  
(31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育  
(33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育  
(35)日本語教育とICT (36)著作権

#### 【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析  
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記  
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系  
(44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範  
(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力  
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

※上記50項目のうち、下線部分は「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日）の内容を特に考慮することを想定。

※指定日本語教師養成機関では、養成課程の一部として教育実習を実施

# 登録日本語教員の資格取得ルート（イメージ）【たたき台】

検討中

- 令和3年8月の日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議報告書においては、日本語教師の国家資格の取得要件や養成機関の在り方、試験・教育実習の免除、現職日本語教師等の資格取得方法（経過措置等）について示されている。
- これを踏まえ、経過措置を含め、登録日本語教員の資格取得ルートのイメージを整理したものが以下の通り。**※** は経過措置

## 登録日本語教員

A ↑

B ↑

C ↑

D ↑

E ↑

F ↑

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

※経過措置期間のみ

教育実習  
@指定機関

筆記試験②

筆記試験①

右記以外の  
登録日本語教員を  
目指す方  
(原則)

教育実習  
(養成課程の一部として実施)

筆記試験②

筆記試験①免除

指定日本語教師  
養成機関の課程修了  
(大学等の日本語教育に関する課程  
26単位～)  
・専門学校等の養成研修  
(420単位時間～)

教育実習免除

筆記試験②

筆記試験①

指定養成機関と  
同等と認められる  
現行課程修了  
(必須50項目を  
既に実施して  
いる機関等)

教育実習免除

筆記試験②

筆記試験①

講習Ⅱの修了  
※筆記試験②免除

筆記試験②

講習Ⅰの修了  
※筆記試験①免除

民間試験合格者  
一定の要件を満たすもの  
(※1) (※2)を踏まえ有識者  
による分析・検討

現職日本語教師  
(質が担保された機関\*) \*法務省告示機関などを想定

※1 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会  
 ※2 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

Eルート：平成12年以前のもの  
 Fルート：平成12年報告（※2）にある  
 3領域・5区分を踏まえたもの

・質が担保された機関における現職日本語教師のうち、指定養成機関と同等と認められる①大学又は大学院の課程を修了した者、②学士の学位を有し、かつ専門学校等の養成研修（420単位時間）修了者は、講習Ⅰの修了をもって筆記試験①の免除、筆記試験②を受験するルートをCルートと併せて検討。  
 ・現行の法務省告示機関における教員要件を満たす者などについては、一定期間に限り、登録日本語教員資格を未取得でも認定を受けた日本語教育機関において働くことができる経過措置を検討。

# 日本語教師の養成における教育内容

## ◎必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。

※従来にはない教育内容は赤字、内容に変更がある部分については、青字で記載

### 【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生 (4)日本語教育史 (5)言語政策  
(6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

### 【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現  
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

### 【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応  
(19)日本語の学習・教育の情意的側面

### 【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定  
(23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画  
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法  
(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT  
(36)著作権

### 【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析  
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記  
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系  
(45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力  
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

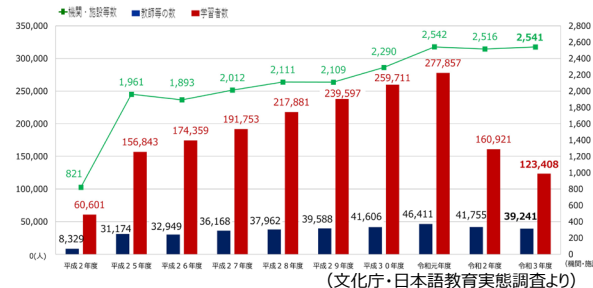
## 背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



## 事業内容

### (1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 80百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関

● 件数・単価：8箇所×約1,000万円  
(令和5年度は全国8ブロック8箇所を予定)

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



### (2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。

#### 【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

#### 【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師(3～10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応



- 実施機関：日本語教師養成専門機関

### (3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。

● 件数・単価：2箇所×約3,000万円  
(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)

● 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



### アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

### アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

### インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

# 現行の法務省告示日本語教育機関における日本語教師

以下の**いずれか**の要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際になどに文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

## 大学・大学院の日本語教育に関する課程

- ①日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位(45単位以上)を修得し卒業又は修了
- ②日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業又は修了

1,766人/11,162人  
(15.8%)

## 民間教育機関等の日本語教師養成研修



## 学士の学位

- 420単位時間以上  
※文化庁への届出が受理された機関・団体によるもの  
(文化庁届出機関実施研修)

6,977人/11,162人  
(62.5%)

## 日本語教育能力検定試験

- ※実施団体：公益財団法人日本国際教育支援協会

4,712人/11,162人  
(42.2%)

## その他

## 上記と同等以上の能力があると認められる者

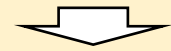
- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示基準公表日以前の3年以内に告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上修得した者

336人/11,162人  
(3.0%)

法務省告示機関における教員

## < 現行制度の課題 >

- ・専門性を有する日本語教師の質の担保が不十分であり、質が一定しない
- ・日本語教師の法的な位置づけが不明確であり、ふさわしい人材の確保に課題
- ・専門性を有することの証明が容易でない(海外や企業・自治体が日本語教員を採用する際、専門性を確認することが困難)

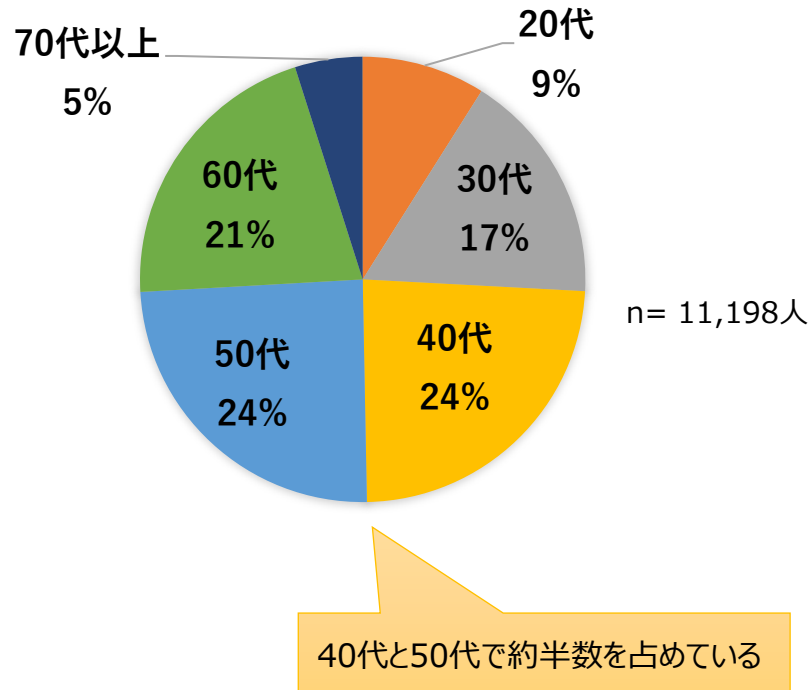


文部科学大臣が日本語教員を登録し、質を担保するための新たな仕組みが必要

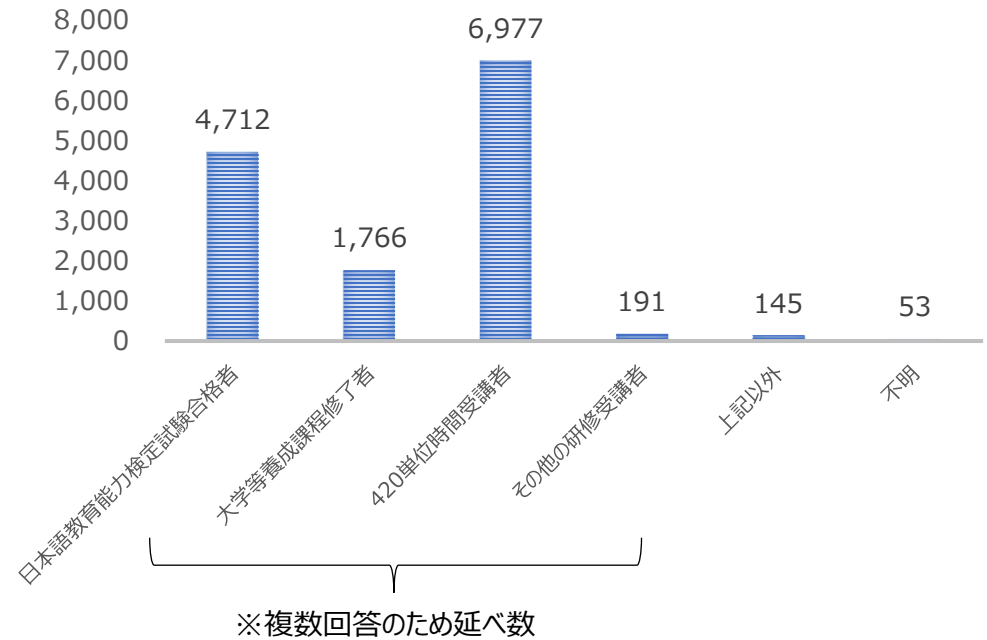
※各要件の該当者数については、日本語教育実態調査の結果をもとに集計。  
※複数回答のため、4つの要件の合計が100%を超える。

# （参考）日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考】令和3年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

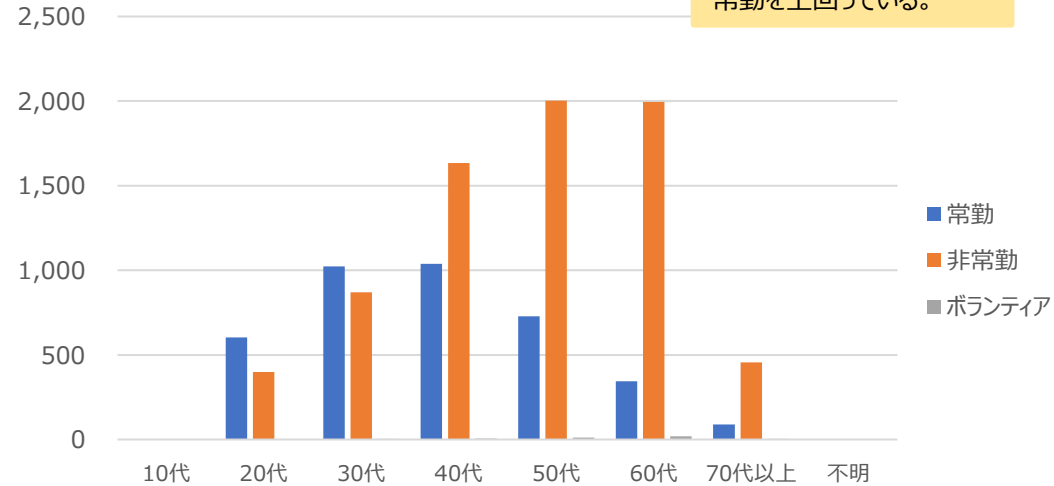
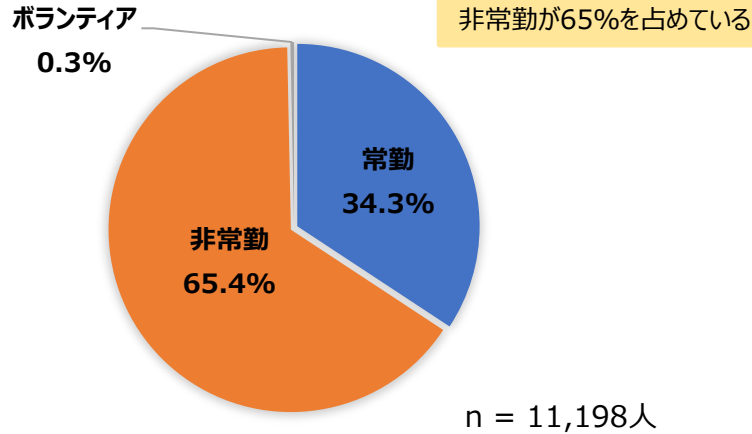
区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	267	350	311	2,343	3,276	99	6,646
割合	4.0%	5.3%	4.7%	35.2%	49.3%	1.5%	100.0%

※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（246機関）に対する調査（回答機関数223、回答率90.7%）

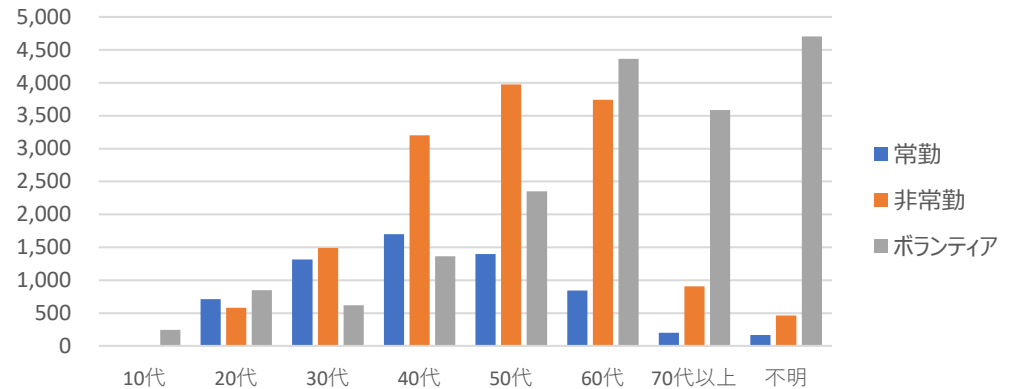
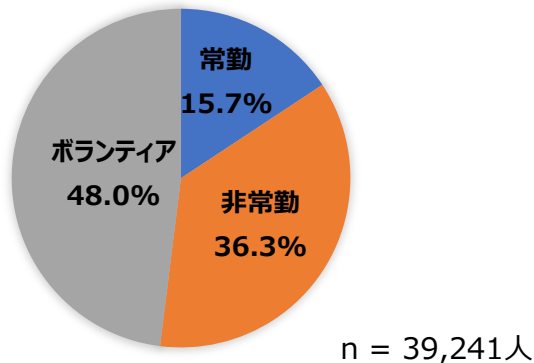
# (参考) 日本語教育機関 (法務省告示機関) における日本語教師の状況②

## 法務省告示機関の日本語教師等の状況

40代以上では、非常勤が常勤を上回っている。



## 【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

## 【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	272	1,053	998	1,088	1,559	4,970
割合	5.5%	21.2%	20.1%	21.9%	31.3%	100.0%

出典：令和3年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）